

保護者様

川崎市立中野島小学校
校長 潮 龍馬

地震発生時における対応についてのお知らせ

日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。心から感謝申し上げます。

川崎市教育委員会から、地震発生時の児童の安全確保について以下の内容が確認されましたのでお知らせいたします。

川崎市内に震度 5 強以上の地震が発生した場合

発令地域… 川崎市内全域、または市内の一部（多摩区に限りません）の地域

対応 … 発生翌日は、臨時休業（休校）となります。

1. 登校前 … 当日 1 日を臨時休業（休校）とします。翌日も休校。
2. 登校中 … すでに登校している児童については、学校に留め置き保護者に直接引き渡すことを原則とします。翌日は休校。
3. 課業中 … あらかじめ定められた避難方法によって児童を避難させ引き取りカードに記載されている方に引き渡すことを原則とします。翌日は休校。
4. その他 … 上記以外の時間帯については、児童の安全を最優先に考え対応をしていきます。ご家庭でも登下校途中に大きな地震が発生した場合の対応を話し合っておいて下さい。

*発生した日が、休日及び休前日（金曜日など）だった場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。

*休日明けの平日が課業日でない時（夏季休業中や振替休日など）は、児童の学校での活動はすべて中止とします。

令和8年4月

保護者様

川崎市立中野島小学校
校長 潮 龍馬

大規模な風水害による避難場所開設に伴う学校の対応について

日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。心から感謝申し上げます。

川崎市教育委員会から、大規模な風水害等による緊急避難場所開設に伴う学校の対応について以下の内容が確認されましたのでお知らせいたします。

緊急避難場所開設の発令が出た場合

- ①緊急避難場所が開設された
- ②実際に大規模避難等があった
- ③翌日からの教育活動が困難だと校長が判断した

以上の全てに該当する場合は、緊急避難場所が閉所され、業務が終了した時刻が属する日と、その翌日は臨時休業となります。

緊急避難場所が開設されたことのみをもって、臨時休業とするものではありません。

避難者が少なく、学校運営に支障がない場合は、学校は児童の安全に配慮して教育活動を行います。

施設設備や地域における被災状況を踏まえて、教育活動の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更を行う場合があります。

上記において、いずれの場合も、ミマモルメでお知らせします。

臨時休業日の遠足・修学旅行・自然教室・体験学習は原則として、延期・中止とします。

火山噴火により、人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合には、気象庁から降灰予報が、発表されます。